

別紙

諮問第1685号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「自動車（自動車登録番号が〇〇〇〇であるもの）の新規登録の申請書の控え又は写し（ただし自動車登録番号及び新規登録の語は、道路運送車両法上のもの、あるいは同法で用いられているものをいう。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年8月29日付けで行った不存在を理由とする本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年2月16日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年10月9日に実施機関から理由説明書を收受し、同年10月28日（第224回第三部会）及び同年11月18日（第225回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 自動車の新規登録の申請について

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）7条1項では、登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、車名及び型式、車台番号等を記載した申請書（以下「新規登録申請書」という。）に、国土交通省令で定める区分により、譲渡証明書を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない旨定めている。

また、車両法59条1項では、登録を受けていない自動車を運行の用に供しようとする使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う新規検査を受けなければならない旨定めるとともに、同条2項において、新規検査の申請は、新規登録の申請と同時にしなければならないと定めている。

#### イ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、開示請求書に記載した特定の自動車について、少なくとも〇年のいずれかのタイミングで都警察として使用をしていることを踏まえると、本当に新規登録申請書を保有していないか疑わしい旨主張している。

これに対し実施機関は、新規車両を購入する場合、車両法59条1項の新規検査を受けた後、国土交通大臣により新規登録がなされ、その後、自動車登録番号票が取り付けられた状態の車両が国土交通大臣より交付された自動車検査証とともに購入者に納入されることが通常であり、この場合、同法7条1項の新規登録の申請は、当該自動車を販売又は納入する事業者（以下「車両納入事業者」という。）が、国土交通大臣に対し、新規登録申請書等を提出して行うこととなると説明する。さらに、実施機関に納入される車両についても、自動車の登録が完了した状態で納入されることから、新規登録申請書、譲渡することを証明する書面等及び検査に関する申請書は、車両納入事業者が作成し、使用の本拠地を管轄する運輸支局に提出しており、同申請書等の写しや控えを実施機関が受領する必要がないため、本件開示請求に係る公文書は保有しておらず、存在しないとのことである。

審査会が検討するに、新規登録申請書は、車両納入事業者が作成し、使用の本拠地を管轄する運輸支局に提出しているとのことであるから、実施機関が当該申請書の写しや控えを保有する必要性が高いとは認められない。また、実施機関の車両購入に際して、車両納入事業者が新規登録の手続を行うとの説明は、通常の車両購入

の手續と比較しても、不合理な点はなく、実施機関が新規登録申請書を保有していないとの説明は首肯できるものであって、その他当該公文書の存在をうかがわせる特段の事情も見受けられないことから、本件非開示決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ